

「令和8年度以降の福島県森林環境税の在り方について」中間取りまとめ（案） 意見一覧

No.	頁	項目	区分	質問・意見等	質問・意見等への 対応方法等	質問への回答・修正内容等
1	P4	第2	意見	<p>【取組と実績】で、沢山の実績を書いて頂いていますが、全て文書で書かれている為、せっかくの実績が分かりづらいのが残念です。</p> <p>同じカテゴリにある複数の項目をまとめて表やグラフにしてもらえると、もっと分かり易くなるのではないかと思います。</p>	別途資料作成	御意見を基に、別途資料を作成しました。
2	P8 (6)	第2	意見	<p>特に意見はありませんが、第三者機関「森林の未来を考える懇談会」で森林環境税の取組の事業評価等を行い、透明性を確保していることは良いことだと思います。</p> <p>県内の森林はまだ注視していく必要があると思いますので、森林環境税は必要ではないかと考えています。</p>		引き続き、事業の透明性を確保しながら、適切に事業を実施してまいります。
3	P11	第3	意見	<p>「次期対策にあたっての基本的な考え方について」の部分に追記するか、以降の項目を一つ追加するのが適切かをご検討ください。</p> <p>2022年のCOP15で2030年までの世界目標として昆明・モンテリオール生物多様性枠組みが採択され、ネイチャーポジティブ（自然再興：自然を回復軌道に乗せるため、生物多様性の損失を止め、反転させること）を目指すことが決まりました。このことは、国としても各都道府県としても、対応が必要なことであり、県土の7割が森林である福島県が果たす役割は非常に大きいと考えます。</p> <p>県としてもこの世界的な取り組みの後押しとして、森林環境税をネイチャーポジティブにつながる取り組みに活用できる仕組みを検討いただきたい。</p> <p>ちなみに、福島県は30 by 30アライアンスに参加しています。</p> <p>※福島県はネイチャーポジティブに関しての普及が進んでいないと感じるため、普及啓発にも活用できるようにもご検討いただきたい。</p>	原稿のまま	<ul style="list-style-type: none"> ・本県の現状や課題を踏まえ、本税においては「森林を全ての県民で守り育てる意識の醸成」を主軸にまとめさせていただいているところです。 ・また、本税における取組は、御意見をいただきましたネイチャーポジティブのほか、SDGs、2050カーボンニュートラル等に貢献すると考えます。それぞれの目標達成において、まずは最初の一步として、森林づくり活動等へ県民の皆様に参加していただくことが必要と考えています。 ・なお、生物多様性の保全の取組については現案にも記載しており、令和8年度以降の具体的取組にあたっては、主管課である自然保護課と連携を図りながら、検討を進めてまいります。

No.	頁	項目	区分	質問・意見等	質問・意見等への 対応方法等	質問への回答・修正内容等
4	P15 (1)	第4	質問	現行協定書第8（権利の譲渡）と「J-クレジット制度の普及等に努める。」との整合性は？		・平成23年度以降の森林環境基金森林整備事業（森林機能向上事業）の森林管理協定書第8に「事業により発生する二酸化炭素吸収量の権利については、甲（福島県）に帰属するものとする。」との記載があるところですが、今後、当該協定書の内容見直しを検討してまいります。
5	P16 (5)	第4	意見	<p>・・・保存活動の実施、情報発信に努める。</p> <p>【理由】 10/21の審議会に参加させて頂いて、藤野会長のお話が印象深く、森林文化についての周知がもっと必要ではないかと思いました。</p> <p>（5）は他に比べて記述が少ないため、もう少し詳細に書ければとも思いますが、まだ具体的な内容が吟味されていないので仕方がないのかも、と思います。今後、情報発信にも力を入れた事業を展開していただけたらと思います。</p>	修正対応	<p>・以下に修正しました。</p> <p>…調査発掘に努め、次世代に引き継いでいくための継承や保存活動の実施に努める。</p> <p>→…調査発掘及び継承保存、情報発信に努め、次世代に引き継いでいくため、次の取組を行う。</p> <p>①本県で育まれた森林文化を記録し県民共有の財産とするとともに、記録公開や研修会開催等により技術継承及び意識醸成に努める。</p> <p>②桐や漆、きのこなど森の恵みに関する魅力を県民へ発信するとともに、関連する地域産業の振興に努める。</p> <p>・御意見に沿うよう進めてまいります。</p>

No.	頁	項目	区分	質問・意見等	質問・意見等への 対応方法等	質問への回答・修正内容等
6	P16(5) P18(2)	第4	意見	<p>1 「森林文化の継承」ということについては、より具体的に調査し、考えて対策をしてゆくべきであると思う。</p> <p>2 生活様式、教育環境の変化により、何と言っても木が使用される機会が減ってしまっている。それをどのように継承してゆくのかは、各分野で知恵を出し、共通の認識を持って進めてゆかないと実現しない。 産業として森林を活用してゆくのはまた異なる切り口が必要なので、文化課あるいは国でいえば文化庁等とも連携してゆく必要があると思う。（時間もかかる取組だが） 福島の森林文化とは何を指すのか。会津で言えば桐、漆なども含まれるだろう。また木造建築の大工仕事、組手や建具の技の組子なども消えつつある大切な技術だ。森林を伐採して手に入れた材を燃料にするのが主な目的となってしまっは、あまりに残念である。現在残っている職人の技を残してゆけるような仕組みも必要で、そういった部分にこの税が使われても良いのではないか。 「木材の利用の促進」の中には、木材を利用するための知恵と技術が継承されなければ成り立たないということも見据えての対策が必要である。 以上、この2項目に関しては、より具体的な計画が必要と思われる点を指摘したい。</p>	修正対応	<p>・ 「(5)ふくしまの森林文化の継承」を以下に修正しました。 …調査発掘に努め、次世代に引き継いでいくための継承や保存活動の実施に努める。 →…調査発掘及び継承保存、情報発信に努め、次世代に引き継いでいくため、次の取組を行う。 ①本県で育まれた森林文化を記録し県民共有の財産とするとともに、記録公開や研修会開催等により技術継承及び意識醸成に努める。 ②桐や漆、きのこなど森の恵みに関する魅力を県民へ発信するとともに、関連する地域産業の振興に努める。</p> <p>・ 御意見のとおり、木材を燃料としてではなく建築用材等として有効に活用することや、県内各地のさまざまな森林文化やその技術を継承していくことは重要です。本県ではこれまで、福島県森林環境税を活用して映像記録を作成し広く県民へ公開するとともに、その技術を出前講座で県民へ知ってもらおう取組を行っており、令和8年度以降の取組継続を検討してまいります。</p>
7	P17	第4	意見	<p>中間とりまとめ（案）について、小職の意見は第2回審議会で述べた通りでございますが、制度の継続を考慮すれば明確な仕分けも必要であろうと思料します。修正等の意見は申し上げます。しなしながら、市町村に対し、県森林環境税による基金及び国の譲与税（交付金）の活用について指導・助言される際は、各市町村の実情を踏まえつつ柔軟かつ効果的な活用がなされるよう、促してまいりますようお願いいたします。</p>		御意見に沿うよう進めてまいります。